

議案第 175 号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 11 月 25 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 42 号)  
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を  
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第 27 条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には <u>100 分の 135</u> を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第 30 条において「特定管理職員」という。)にあっては、6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には <u>100 分の 115</u> を乗じて得た額)に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」と、「 <u>100 分の 135</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 75</u> 」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」と、「100 分	(期末手当) 第 27 条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には <u>100 分の 160</u> を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第 30 条において「特定管理職員」という。)にあっては、6 月に支給する場合には 100 分の 120、12 月に支給する場合には <u>100 分の 140</u> を乗じて得た額)に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」と、「 <u>100 分の 160</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 85</u> 」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」とする。

の115」とあるのは「100分の65」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の75(特定管理職員にあっては、100分の95)、12月に支給する場合には100分の65(特定管理職員にあっては、100分の85)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35(特定管理職員にあっては、100分の45)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

4～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の75(特定管理職員にあっては、100分の95)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35(特定管理職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合には100分の40(特定管理職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

## 行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,100	230,300	271,500	309,500	357,200	401,000	455,900	515,800
	2	140,300	232,300	273,600	311,700	359,800	403,700	458,900	518,900
	3	141,400	234,200	275,700	313,800	362,300	406,300	461,900	522,000
	4	142,500	236,200	277,800	315,900	364,800	408,900	464,900	525,100
	5	143,600	238,100	279,900	318,000	367,300	411,500	467,900	528,200
	6	144,900	240,100	282,000	320,200	369,900	414,100	470,900	531,100
	7	146,200	242,000	284,100	322,300	372,400	416,700	473,900	534,000
	8	147,500	244,000	286,200	324,400	374,900	419,300	476,900	536,900
	9	148,800	245,600	288,300	326,500	377,400	421,900	479,900	539,700
	10	150,600	247,500	290,400	328,700	379,900	424,600	482,900	542,400
	11	152,300	249,400	292,500	330,800	382,400	427,200	485,900	545,000
	12	154,100	251,300	294,600	332,900	384,900	429,800	488,900	547,700
	13	155,800	253,200	296,700	335,000	387,400	432,400	491,800	550,300
	14	157,600	255,200	298,800	337,100	389,900	434,900	494,600	552,500
	15	159,300	257,100	300,900	339,200	392,400	437,300	497,300	554,700
	16	161,100	259,000	303,000	341,300	394,900	439,800	500,100	556,900
	17	162,900	260,900	305,000	343,400	397,300	442,200	502,800	559,000
	18	164,700	262,900	307,100	345,400	399,700	444,600	505,200	561,000
	19	166,500	264,800	309,200	347,400	402,000	447,000	507,600	562,900
	20	168,300	266,800	311,300	349,400	404,300	449,400	510,000	564,900
	21	170,000	268,700	313,300	351,400	406,600	451,800	512,400	566,800
	22	171,800	270,700	315,400	353,300	408,800	454,000	514,200	568,500
	23	173,600	272,600	317,500	355,200	411,000	456,100	515,900	570,200
	24	175,400	274,600	319,600	357,100	413,200	458,300	517,700	571,900
	25	177,100	276,500	321,600	358,900	415,400	460,400	519,400	573,600
	26	178,900	278,500	323,700	360,800	417,500	462,500	520,900	
	27	180,700	280,400	325,700	362,600	419,500	464,500	522,300	
	28	182,500	282,400	327,800	364,500	421,600	466,500	523,700	
	29	184,300	284,300	329,800	366,300	423,600	468,500	525,100	
	30	186,200	286,200	331,900	368,200	425,300	470,400	526,200	
	31	188,000	288,000	333,900	370,000	427,000	472,300	527,200	
	32	189,800	289,900	336,000	371,800	428,700	474,200	528,300	
	33	191,600	291,700	338,000	373,600	430,300	476,000	529,300	
	34	193,500	293,500	340,000	375,400	431,700	477,500	530,200	
	35	195,300	295,300	341,900	377,100	433,100	479,000	531,100	
	36	197,100	297,100	343,900	378,900	434,500	480,500	532,000	
	37	198,900	298,800	345,800	380,600	435,800	482,000	532,900	
	38	200,800	300,600	347,700	382,300	437,200	483,400		
	39	202,600	302,400	349,600	384,000	438,600	484,800		
	40	204,500	304,200	351,500	385,700	440,000	486,200		
	41	206,300	306,000	353,400	387,300	441,300	487,600		
	42	208,200	307,700	355,100	389,000	442,400	488,800		
	43	210,100	309,300	356,700	390,600	443,500	490,000		
	44	212,000	310,900	358,300	392,300	444,600	491,200		
	45	213,900	312,500	359,900	393,900	445,700	492,300		
	46	215,900	314,100	361,500	395,300	446,600	493,200		
	47	217,800	315,600	363,100	396,700	447,500	494,100		
	48	219,700	317,200	364,700	398,100	448,400	495,000		

再任職員以外の職員	49	221,600	318,700	366,300	399,400	449,300	495,900
	50	223,600	320,200	367,900	400,700	450,200	496,800
	51	225,500	321,600	369,400	401,900	451,000	497,600
	52	227,500	323,100	370,900	403,100	451,900	498,500
	53	229,400	324,500	372,400	404,300	452,700	499,300
	54	231,400	325,900	373,800	405,200	453,500	500,200
	55	233,300	327,300	375,200	406,000	454,300	501,000
	56	235,200	328,700	376,600	406,900	455,100	501,900
	57	237,100	330,100	378,000	407,700	455,900	502,700
	58	239,100	331,500	379,300	408,500	456,700	
	59	240,900	332,900	380,600	409,200	457,500	
	60	242,700	334,300	381,900	410,000	458,300	
	61	244,200	335,700	383,200	410,700	459,100	
	62	246,000	337,000	384,400	411,500	459,900	
	63	247,800	338,200	385,600	412,200	460,700	
	64	249,600	339,500	386,800	412,900	461,500	
	65	251,400	340,700	388,000	413,600	462,300	
	66	253,200	341,900	389,200	414,400	463,100	
	67	254,900	343,100	390,400	415,100	463,900	
	68	256,700	344,300	391,600	415,800	464,700	
	69	258,400	345,400	392,700	416,500	465,500	
	70	260,100	346,600	393,800	417,300	466,300	
	71	261,700	347,700	394,800	418,000	467,100	
	72	263,300	348,900	395,800	418,700	467,900	
	73	264,900	350,000	396,800	419,400	468,700	
	74	266,100	351,100	397,600	420,200	469,500	
	75	267,200	352,100	398,300	420,900	470,300	
	76	268,400	353,100	399,100	421,600	471,100	
	77	269,500	354,100	399,800	422,300	471,900	
	78	270,500	355,100	400,600	423,000		
	79	271,500	356,000	401,300	423,700		
	80	272,500	357,000	402,100	424,400		
	81	273,400	357,900	402,800	425,100		
	82	274,200	358,600	403,600	425,900		
	83	275,000	359,200	404,300	426,600		
	84	275,800	359,800	405,000	427,300		
	85	276,600	360,400	405,700	428,000		
	86	277,100	360,900	406,500	428,800		
	87	277,500	361,400	407,200	429,500		
	88	277,900	361,900	407,900	430,200		
	89	278,300	362,400	408,600	430,900		
	90		362,900	409,400	431,700		
	91		363,400	410,100	432,400		
	92		363,900	410,800	433,100		
	93		364,400	411,500	433,800		
	94		364,900	412,300	434,600		
	95		365,400	413,000	435,300		
	96		365,900	413,700	436,000		
	97		366,400	414,400	436,700		
	98		366,900	415,100			
	99		367,400	415,800			
	100		367,900	416,500			
	101		368,400	417,200			
	102			417,900			
	103			418,600			

	104			419,300					
	105			420,000					
	106			420,700					
	107			421,400					
	108			422,100					
	109			422,800					
	110			423,500					
	111			424,200					
	112			424,900					
	113			425,600					
再任用職員		213,900	243,800	267,100	290,800	307,300	328,700	362,900	412,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第 2 イ及びウの表を次のように改める。

## イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,700	177,000	279,600	328,500	375,800	445,500
	2	153,400	178,600	281,800	330,700	378,500	448,100
	3	155,000	180,200	284,000	332,900	381,100	450,700
	4	156,600	181,800	286,200	335,100	383,800	453,300
	5	158,200	183,300	288,400	337,300	386,400	455,900
	6	159,800	184,900	290,600	339,500	389,100	458,600
	7	161,400	186,500	292,800	341,600	391,700	461,200
	8	163,000	188,100	295,000	343,800	394,400	463,800
	9	164,500	189,700	297,100	345,900	397,000	466,400
	10	166,100	191,400	299,300	348,100	399,600	469,000
	11	167,600	193,100	301,500	350,200	402,100	471,600
	12	169,200	194,800	303,700	352,300	404,700	474,200
	13	170,800	196,400	305,900	354,400	407,200	476,700
	14	172,400	198,400	308,100	356,500	409,500	478,300
	15	173,900	200,400	310,200	358,600	411,800	479,800
	16	175,500	202,400	312,300	360,700	414,100	481,300
	17	177,000	204,400	314,400	362,700	416,300	482,800
	18	178,600	206,500	316,600	364,800	418,500	484,400
	19	180,200	208,500	318,700	366,800	420,600	485,900
	20	181,800	210,500	320,800	368,900	422,700	487,400
	21	183,300	212,500	322,900	370,900	424,800	488,900
	22	184,900	214,500	325,000	373,000	426,600	490,500
	23	186,500	216,400	327,000	375,000	428,300	492,000
	24	188,100	218,300	329,000	377,100	430,100	493,500
	25	189,700	220,200	331,000	379,100	431,800	495,000
	26	191,300	222,100	333,000	381,200	433,200	496,500
	27	192,900	224,000	335,000	383,200	434,600	498,000
	28	194,500	225,900	337,000	385,200	436,000	499,500
	29	196,100	227,800	339,000	387,200	437,400	501,000
	30	197,700	229,700	340,900	389,300	438,800	502,300
	31	199,300	231,600	342,700	391,300	440,200	503,500
	32	200,900	233,500	344,600	393,400	441,600	504,700
	33	202,500	235,300	346,400	395,400	443,000	505,900
	34	204,200	237,200	348,300	397,400	444,400	506,900
	35	205,800	239,100	350,200	399,400	445,800	507,900
	36	207,500	241,000	352,100	401,400	447,200	508,900
	37	209,100	242,900	353,900	403,400	448,600	509,900
	38	210,800	244,800	355,600	405,400	449,500	
	39	212,400	246,600	357,300	407,400	450,300	
	40	214,100	248,500	359,000	409,400	451,200	
	41	215,700	250,300	360,600	411,300	452,000	
	42	217,400	252,100	362,100	413,200	452,900	
	43	219,100	253,800	363,600	415,100	453,700	
	44	220,800	255,600	365,100	417,000	454,500	
	45	222,400	257,000	366,500	418,800	455,300	
	46	224,200	258,700	367,900	420,500	456,000	
	47	226,000	260,400	369,200	422,100	456,700	
	48	227,800	262,100	370,600	423,800	457,400	
	49	229,600	263,800	371,900	425,400	458,100	
	50	231,300	265,600	373,200	426,900	458,900	

再任用  
職員以外  
の職員

51	233,000	267,300	374,500	428,300	459,600
52	234,700	269,000	375,800	429,700	460,300
53	236,400	270,600	377,000	431,100	461,000
54	238,100	272,400	378,100	432,400	
55	239,700	274,200	379,200	433,600	
56	241,400	276,000	380,300	434,900	
57	243,000	277,800	381,400	436,100	
58	244,600	279,600	382,400	437,300	
59	246,100	281,400	383,400	438,500	
60	247,600	283,200	384,400	439,700	
61	248,800	285,000	385,300	440,900	
62	250,300	286,800	386,200	442,100	
63	251,700	288,500	387,100	443,300	
64	253,100	290,300	388,000	444,500	
65	254,500	292,000	388,800	445,600	
66	255,900	293,800	389,600	446,400	
67	257,200	295,500	390,400	447,100	
68	258,600	297,300	391,200	447,800	
69	259,900	299,000	392,000	448,500	
70	261,300	300,800	392,800		
71	262,600	302,500	393,500		
72	263,900	304,200	394,200		
73	265,200	305,900	394,900		
74	266,500	307,700	395,700		
75	267,700	309,400	396,400		
76	269,000	311,100	397,100		
77	270,200	312,800	397,800		
78	271,500	314,400	398,500		
79	272,800	316,000	399,200		
80	274,100	317,600	399,900		
81	275,300	319,100	400,600		
82	276,400	320,700	401,300		
83	277,500	322,200	402,000		
84	278,600	323,800	402,700		
85	279,700	325,300	403,400		
86	280,800	326,600	404,100		
87	281,900	327,800	404,800		
88	283,000	329,000	405,500		
89	284,000	330,200	406,100		
90	284,800	331,300	406,800		
91	285,600	332,400	407,500		
92	286,400	333,500	408,200		
93	287,200	334,500	408,800		
94	287,900	335,500	409,500		
95	288,500	336,500	410,200		
96	289,100	337,500	410,900		
97	289,700	338,400	411,500		
98		339,100	412,200		
99		339,700	412,900		
100		340,400	413,600		
101		341,000	414,200		
102		341,700	414,900		
103		342,400	415,600		
104		343,100	416,300		

	105		343,700	416,900			
	106		344,400				
	107		345,000				
	108		345,700				
	109		346,300				
再任用 職員		214,100	248,400	268,800	283,800	298,700	354,200

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,700	197,000	252,800	285,500	331,700	378,900
	2	165,300	198,400	254,500	287,500	333,900	381,600
	3	166,800	199,800	256,100	289,400	336,100	384,300
	4	168,400	201,200	257,700	291,400	338,300	387,000
	5	170,000	202,600	259,000	293,300	340,500	389,600
	6	171,700	204,200	260,600	295,300	342,700	392,100
	7	173,300	205,800	262,200	297,200	344,800	394,600
	8	174,900	207,400	263,800	299,100	346,900	397,100
	9	176,500	209,000	265,400	301,000	349,000	399,500
	10	178,100	210,600	267,100	302,900	351,200	401,900
	11	179,700	212,200	268,700	304,700	353,300	404,300
	12	181,300	213,800	270,300	306,600	355,500	406,700
	13	183,000	215,400	271,900	308,400	357,600	409,100
	14	184,700	217,100	273,600	310,400	359,800	411,300
	15	186,300	218,700	275,300	312,300	362,000	413,400
	16	187,900	220,300	277,000	314,200	364,200	415,600
	17	189,500	221,900	278,600	316,100	366,400	417,700
	18	191,200	223,700	280,400	318,100	368,700	419,900
	19	192,800	225,400	282,100	320,100	370,900	422,000
	20	194,500	227,100	283,800	322,100	373,100	424,200
	21	196,100	228,800	285,500	324,000	375,300	426,300
	22	197,800	230,600	287,500	326,000	377,600	428,200
	23	199,400	232,300	289,400	328,000	379,800	430,100
	24	201,000	234,100	291,400	330,000	382,000	432,000
	25	202,600	235,800	293,300	332,000	384,200	433,800
	26	204,200	237,400	295,300	334,200	386,300	435,500
	27	205,800	238,900	297,200	336,400	388,300	437,100
	28	207,400	240,400	299,100	338,600	390,400	438,800
	29	209,000	241,900	301,000	340,800	392,400	440,400
	30	210,600	243,400	302,900	343,000	394,300	442,000
	31	212,200	244,900	304,700	345,100	396,200	443,600
	32	213,800	246,400	306,600	347,200	398,100	445,200
	33	215,400	247,900	308,400	349,300	400,000	446,800
	34	217,100	249,500	310,300	351,500	401,900	448,400
	35	218,700	251,000	312,100	353,600	403,800	450,000
	36	220,300	252,500	313,900	355,700	405,700	451,600
	37	221,900	254,000	315,700	357,800	407,600	453,100
	38	223,500	255,600	317,400	360,000	409,500	454,600
	39	225,000	257,100	319,100	362,100	411,300	456,000
	40	226,600	258,700	320,800	364,200	413,200	457,500
	41	228,100	260,100	322,500	366,300	415,000	458,900
	42	229,700	261,700	324,200	368,500	416,700	459,900
	43	231,200	263,200	325,800	370,600	418,400	460,800
	44	232,800	264,700	327,400	372,700	420,100	461,700
	45	234,300	265,900	329,000	374,800	421,800	462,600
	46	235,900	267,400	330,700	377,000	423,500	463,600
	47	237,400	268,800	332,300	379,100	425,100	464,500
	48	238,900	270,300	333,900	381,200	426,800	465,400
	49	240,400	271,700	335,500	383,300	428,400	466,300
	50	242,000	273,200	337,200	385,300	430,100	467,200

再任用  
職員以外  
の職員

51	243,500	274,600	338,800	387,300	431,800	468,000
52	245,000	276,100	340,400	389,300	433,500	468,800
53	246,500	277,500	342,000	391,300	435,100	469,600
54	248,100	279,000	343,600	393,200	436,600	
55	249,600	280,500	345,200	395,000	438,100	
56	251,100	282,000	346,800	396,900	439,600	
57	252,600	283,400	348,400	398,700	441,100	
58	254,100	284,900	350,000	400,600	442,100	
59	255,600	286,400	351,600	402,400	443,100	
60	257,100	287,900	353,200	404,200	444,100	
61	258,500	289,300	354,800	406,000	445,000	
62	260,000	290,800	356,400	407,800	445,900	
63	261,500	292,300	358,000	409,600	446,700	
64	263,000	293,800	359,600	411,400	447,500	
65	264,100	295,200	361,200	413,100	448,300	
66	265,500	296,700	362,700	414,800	449,000	
67	266,900	298,100	364,200	416,400	449,700	
68	268,300	299,600	365,700	418,100	450,400	
69	269,600	301,000	367,200	419,700	451,100	
70	271,000	302,400	368,700	421,400	451,800	
71	272,400	303,800	370,100	423,000	452,500	
72	273,800	305,200	371,500	424,600	453,200	
73	275,200	306,600	372,900	426,200	453,800	
74	276,500	308,000	374,200	427,700		
75	277,700	309,400	375,400	429,100		
76	278,900	310,800	376,600	430,600		
77	280,100	312,100	377,800	432,000		
78	281,300	313,500	378,800	433,500		
79	282,400	314,900	379,700	434,900		
80	283,600	316,300	380,700	436,400		
81	284,700	317,600	381,600	437,800		
82	285,300	318,900	382,500	438,700		
83	285,900	320,100	383,300	439,600		
84	286,500	321,400	384,100	440,500		
85	287,100	322,600	384,900	441,400		
86		323,900	385,700	442,100		
87		325,200	386,500	442,800		
88		326,500	387,300	443,500		
89		327,700	388,100	444,100		
90		329,000	389,000			
91		330,200	389,800			
92		331,500	390,600			
93		332,700	391,400			
94		333,400	392,200			
95		334,000	392,900			
96		334,600	393,700			
97		335,200	394,400			
98			395,200			
99			395,900			
100			396,700			
101			397,400			
102			398,200			
103			398,900			
104			399,700			

	105			400,400			
	106			401,200			
	107			401,900			
	108			402,700			
	109			403,400			
	110			404,200			
	111			404,900			
	112			405,700			
	113			406,400			
	114			407,200			
	115			407,900			
	116			408,700			
	117			409,400			
	118			410,200			
	119			410,900			
	120			411,700			
	121			412,400			
	122			413,200			
	123			413,900			
	124			414,700			
	125			415,400			
	126			416,100			
	127			416,700			
	128			417,400			
	129			418,000			
再任用 職員		232,500	261,800	273,000	284,200	306,600	347,300

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の125</u>、12月に支給する場合には<u>100分の150</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の130</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の85</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」とする。</p> <p>4~6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の70</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の90</u>）を乗</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の135</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には<u>100分の120</u>、12月に支給する場合には<u>100分の115</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の75</u>」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4~6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の75</u>（特定管理職員に</p>

<p>じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>あつては、<u>100分の95</u>)、<u>12月に支給する 場合においては100分の65(特定管理職 員にあつては、100分の85)</u>を乗じて得た 額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
---	---

別表第2アの表を次のように改める。

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100	563,600
	2	240,200	326,500	393,500	469,400	566,700
	3	242,600	329,500	396,300	471,700	569,800
	4	245,100	332,600	399,200	474,000	572,900
	5	247,600	335,600	402,000	476,300	575,900
	6	251,400	338,900	404,800	478,600	578,300
	7	255,200	342,100	407,500	480,800	580,700
	8	259,000	345,400	410,300	483,000	583,100
	9	262,800	348,600	413,000	485,200	585,400
	10	266,800	351,800	415,700	487,300	586,900
	11	270,700	355,000	418,300	489,400	588,400
	12	274,700	358,200	421,000	491,500	589,900
	13	278,600	361,300	423,600	493,600	591,400
	14	282,600	365,000	426,100	495,700	592,500
	15	286,500	368,700	428,500	497,800	593,600
	16	290,400	372,400	431,000	499,900	594,700
	17	294,300	376,000	433,400	502,000	595,900
	18	297,900	378,900	435,800	504,000	596,900
	19	301,500	381,700	438,200	505,900	597,900
	20	305,100	384,500	440,600	507,900	598,900
	21	308,800	387,300	442,900	509,800	599,900
	22	312,500	389,900	445,300	511,700	600,900
	23	316,200	392,400	447,700	513,500	601,900
	24	319,900	395,000	450,100	515,400	602,900
	25	323,600	397,500	452,400	517,200	603,900
	26	326,500	399,900	454,700	519,100	604,900
	27	329,300	402,200	457,000	520,900	605,900
	28	332,200	404,500	459,300	522,700	606,900
	29	335,000	406,800	461,500	524,500	607,900
	30	337,400	409,000	463,800	526,300	608,900
	31	339,800	411,100	466,000	528,100	609,900
	32	342,200	413,200	468,300	529,900	610,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700	611,900
	34	347,100	417,400	472,600	533,500	612,900
	35	349,600	419,400	474,700	535,300	613,900
	36	352,100	421,400	476,800	537,100	614,900
	37	354,500	423,400	478,900	538,800	615,900
	38	356,900	425,500	480,700	540,400	616,900
	39	359,300	427,500	482,500	542,000	617,900
	40	361,700	429,500	484,300	543,600	618,900
	41	364,000	431,500	486,000	545,200	619,900
	42	365,600	433,400	487,800	546,600	620,900
	43	367,100	435,200	489,500	547,900	621,900
	44	368,600	437,000	491,300	549,300	622,900
	45	370,100	438,800	493,000	550,600	623,900
	46	371,600	440,700	494,800	551,700	624,900
	47	373,000	442,500	496,500	552,700	625,900
	48	374,500	444,300	498,300	553,700	626,900
	49	375,900	446,100	500,000	554,700	627,900
	50	377,000	448,000	501,300	555,600	628,900

再任用  
職員以外  
の職員

51	378,000	449,800	502,600	556,500	629,900
52	379,000	451,600	503,900	557,400	630,900
53	380,000	453,400	505,200	558,300	631,900
54	381,000	454,600	506,500	559,200	632,900
55	381,900	455,800	507,800	560,100	633,900
56	382,800	457,000	509,100	561,000	634,900
57	383,700	458,200	510,300	561,900	635,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800	
59	385,500	460,200	512,100	563,700	
60	386,400	461,200	513,000	564,600	
61	387,300	462,100	513,900	565,500	
62	387,800	462,800	514,800	566,400	
63	388,200	463,500	515,700	567,300	
64	388,700	464,200	516,600	568,200	
65	389,100	464,900	517,500	569,100	
66		465,600	518,400	570,000	
67		466,200	519,300	570,900	
68		466,900	520,200	571,800	
69		467,500	521,100	572,700	
70		468,200	522,000	573,600	
71		468,800	522,900	574,500	
72		469,500	523,800	575,400	
73		470,100	524,600	576,300	
74		470,800	525,500	577,200	
75		471,400	526,400	578,100	
76		472,100	527,300	579,000	
77		472,700	528,100	579,900	
78		473,300	529,000	580,800	
79		473,900	529,900	581,700	
80		474,500	530,800	582,600	
81		475,100	531,600	583,500	
82		475,700	532,500	584,400	
83		476,300	533,400	585,300	
84		476,900	534,300	586,200	
85		477,400	535,100	587,100	
86		478,000	536,000		
87		478,600	536,900		
88		479,200	537,800		
89		479,700	538,600		
90		480,300	539,500		
91		480,900	540,400		
92		481,500	541,300		
93		482,000	542,100		
94		482,600	543,000		
95		483,200	543,900		
96		483,800	544,800		
97		484,300	545,600		
98			546,500		
99			547,400		
100			548,300		
101			549,100		
102			550,000		
103			550,900		
104			551,800		

	105			552,600		
	106			553,500		
	107			554,400		
	108			555,300		
	109			556,100		
	110			557,000		
	111			557,900		
	112			558,800		
	113			559,600		
	114			560,500		
	115			561,400		
	116			562,300		
	117			563,100		
再任用 職員		293,300	336,100	390,600	463,100	563,600

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年さいたま市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略] (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(規則で定める職員にあっては、当該給料月額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年さいたま市条例第 号)第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額との権衡を考慮し、市長が別に定める額)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>9・10 [略]</p> <p>11 [略]</p> <p>12 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>14 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略] (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>9・10 [略] (地域手当の特例)</p> <p>11 この条例による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同条例第12条第3項中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」と、同条例第13条中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。</p> <p>12 [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>14 [略]</p> <p>15 [略]</p>

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改

正する条例)

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">425,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">478,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">544,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">621,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">726,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">850,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	425,000	3	478,000	4	544,000	5	621,000	6	726,000	7	850,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">426,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">479,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">545,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">622,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">728,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">852,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の140、</u>」とあるのは「<u>100分の160、</u>」と、「<u>100分の160を</u>」とあるのは「<u>100分の180を</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	426,000	3	479,000	4	545,000	5	622,000	6	728,000	7	852,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	425,000																																				
3	478,000																																				
4	544,000																																				
5	621,000																																				
6	726,000																																				
7	850,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	426,000																																				
3	479,000																																				
4	545,000																																				
5	622,000																																				
6	728,000																																				
7	852,000																																				

第5条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与条例等の適用除外等）	（給与条例等の適用除外等）
第5条 [略]	第5条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の145</u> 」と、「 <u>100分の150</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の140</u> 」とあるのは「 <u>100分の160</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
3 [略]	3 [略]

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定、第3条中さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第11項から第15項までの改正及び第5条の規定並びに附則第5項から第7項まで及び附則別表の規定は、平成22年4月1日から施行する。

### （平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員（規則で定める

職員を除く。以下同じ。)に係る平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び第4条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項までの規定若しくは第33条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例(平成13年さいたま市条例第303号)第4条の規定又は外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例(平成13年さいたま市条例第304号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者(同月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額並びに単身赴任手当の月額(第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例第16条第2項に規定する規則で定める額を除く。)の合計額に100分の0.21を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の額の合計額に100分の0.21を乗じて得た額

3 平成21年4月1日から施行日までの間においてさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第43号)及びさいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条例第2

77号)の適用を受ける者その他規則で定める者(以下この項において「技能職員等」という。)であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに対する前項の規定の適用については、調整額に技能職員等との権衡を考慮して規則で定める額を加えるものとする。

4 平成21年4月1日から施行日までの間において公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員のうち市長の定める者が職務に復帰した場合における当該者に対する附則第2項の規定の適用については、調整額に市長の定める者との権衡を考慮して市長の定める額を加えるものとする。

(特定の職務の級及び号給の切替え)

5 平成22年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、当該旧級に応じて同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、市人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

6 切替日の前日において第2条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例別表第2アの表の適用を受けていた職員で旧級が4級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第2の5級欄に定める号給数に、切替日におけるその者の第2条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例第4条第5項、第7項(第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第9項から第11項までの規定による昇給に係る号給数(次項において「昇給号給数」という。)を加えた数とする。

7 附則第5項後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、新級、旧号給及び昇給号給数に応じて市人事委員会の定める号給とする。

(市長又は市人事委員会への委任)

8 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市人事委員会が別に定める。

附則別表第 1 ( 附則第 5 項関係 )

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
医療職給料表(1)	3 級	3 級
		4 級
	4 級	5 級

附則別表第 2 ( 附則第 6 項関係 )

旧級が 4 級であった職員の号給の切替表

旧号給	5 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	1
43	1
44	1
45	1
46	2
47	3
48	4
49	5
50	6
51	7
52	8
53	9
54	9
55	10
56	10

57	11
58	11
59	12
60	12
61	13
62	13
63	14
64	14
65	15
66	15
67	16
68	16
69	17
70	17
71	18
72	18
73	19
74	19
75	20
76	20
77	21
78	22
79	23
80	24
81	25
82	26
83	27
84	28
85	29
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	